EXPO 2016 渉外弁護士・中国律師8名による国際法務座談会 新興国進出の際に留意すべき 法務上の問題点

> 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル Mercury General LPC & Partners

## INDEX

- 1. 外資規制
- 2. 拠点設置
- 3. 契約書作成
- 4. 労働法務

#### 【司会】

弁護士法人マーキュリー・ジェネラル代表弁護士 坂 元 英 峰

#### 【担当国】

酒 井 勝 則:シンガポール・インドネシア

荒 井 俊 英:ベトナム

山 下 昌 彦:インド(中継による参加)

森 和 孝:フィリピン

千 葉 直 愛:ミャンマー

根 來 伸 旭:マレーシア・タイ

張 婷(ジャン・ティン):中国

各弁護士の担当国は本座談会のための割振りであり、弁護士法人マーキュリー・ジェネラルは、上記の各国に加え、 下記を含む国々・地域において、現地の法律事務所等と共同して、法務サービスを提供することが可能です。

- カンボジア・ラオス・ブルネイ・スリランカ・ネパール等のアジアの新興国
- ・ドバイ・アブダビ等の中東諸国
- ・ラブアン(マレーシア)、セーシェル等における オフショア・カンパニーの設立等
- ・その他、アメリカ合衆国、オーストラリア、ニュージーランド、香港、台湾、ロシア、ブラジル等



# はじめに~日本企業の海外進出動向



#### 国別にみた現地法人数上位10か国の推移

		2014平	
国		順位	围
中国		1	中国
タイ		2	タイ
インドネシア		3	インドネシア
アメリカ		4	アメリカ
ベトナム		5	ベトナム
シンガポール		7	メキシコ
インド		7	シンガポール
韓国		8	インド
メキシコ	W 100	9	マレーシア
香港		10	台湾

順位	围				
1	中国				
2	アメリカ				
3	タイ				
4	ベトナム				
5	シンガポール				
6	メキシコ				
7	インドネシア				

マレーシア

インド

台湾

出所:東洋経済「2016海外進出企業総覧【国別編】

10

2015年

\*上位10か国の約8割をアジアの国・地域が占める。

出所:外務省「海外在留邦人人数調査統計(平成28年)

\*2015年度の日系企業の海外進出拠点数は、過去最多。

\*そのうち約7割がアジアに所在。





外資規制 Chapter 1

# 1. 外資規制~規制の横断的調査

## ■ 複数国にわたる横断的な規制調査の流れ

【日本】

- 進出国の絞込み
- 現地で行う事業内容の整理
- ・現地での事業活動を類型化
  - 。 原材料の輸入
  - 現地調査
  - 製品開発
  - 製造
  - 。 卸売
  - 。 小売
  - 製品の輸出等
- 表形式等に整理して、横断的に規 制内容を把握
  - \*進出先国の選定
  - \*事業開始までのスケジュールの策定

調査の指示

結果の集約

#### 【複数の現地法律事務所】

- 事業活動毎に現地の担当弁護士が、関連する 法令を調査
  - <主な調査項目>
    - \*外資規制の有無・内容、外資出資が可能な事業か
      - 出資比率の制限
      - ・ 立地の制限
      - 最低資本金・総投資額の制限
      - 進出形態の制限(国営企業・ローカル企業等との合弁・パートナーシップ等)
    - \*営業に関する許認可の要否
      - ライセンス取得の要件
      - 取得手続、取得に要する期間
    - \*事業運営上の規制の有無・内容
      - 公益・安全保障等の観点からの禁止行為・制限事業



## 1. 外資規制~規制の横断的調査

## ■ 複数国にわたる横断的な規制調査のメリット

- 1. 当該事業を実際に現地で行った場合の法的リスクを事前に比較検討することが可能
  - → 時間的・金銭的ロスの回避

#### 【規制調査を行わなかった場合のトラブル例】

- ・ 現地法人を設立したにもかかわらず、監督官庁の担当者から想定外の許認可要件を課せられてしまった ために、事業開始に必要なライセンスが取得できない。
- ビジネスパートナーとの新会社に関する商談が詰めの段階まで来ているのに、法解釈の相違から会社設立が大幅に遅延し、破談になってしまった。
- 日本人従業員が現地で就労するために必要な就労パスを取得することができず、現地での営業が事実上不可能になった。
- ・ 監督官庁の運用の変更により規制が強化され、必要以上の資本金を準備しなければライセンスが更新されない。
- 2. 規制を前提としたより効率的な現地でのビジネス形態の検討

#### 例:小売業

- ・ インドネシア:売場面積400㎡以上のミニマーケットは可
- ・ ベトナム:2店舗目以降は許可制だが、500㎡未満の小売店舗については例外的に可
- → 調査結果を踏まえて、現地で法的に可能な事業形態・ビジネスモデルを具体的に検討できる。



# 1. 外資規制~規制の潜脱に対する刑罰(フィリピン)

### ■ フィリピン:アンチ・ダミー法

#### 1. 規制対象

法人に要求される最低フィリピン資本比率を偽装すること(例:名義貸し)

- フィリピン国籍を有する者が、国籍による制限の回避を目的として、外国籍の者に自己の名称又は国籍の使用を許可すること
- フィリピン国籍を有する者及び内国企業にのみに所有することが認められている権利、特権又は財産を資格のない外国籍の者又は外国企業に許可、貸与、移転、譲渡すること
- フィリピン国籍を有する者及び内国企業にのみに所有することが認められている権利、特権又は財産を資格のない者に、運営、運用、管理又は干渉することを許可すること

#### 2. 罰則等

- ・ 5年以上15年以下の懲役
- 享受又は取得した利益等以上の罰金
- 裁判所手続を経ての解散

### 3. 報奨金制度

- 有罪確定につながる情報を当局に最初に提供した者に対し、被疑者に科される罰金の25%に相当する金額が報酬として与えられる
- 情報提供者がダミー本人であっても、自発的に情報を提供した場合、刑事責任を逃れる

# 1. 外資規制~不明確な外資規制(タイ・ミャンマー)

### ■ タイ・ミャンマー

- > タイの問題点(外国事業法)
  - ・ 外国事業法は46の条文のみで構成され、細かいルール等がなく解釈が曖昧・不明確
  - タイ語で規定されており、公式の日本語訳がない
  - → 法文を読んでも外資規制が明確に理解できないため、事案ごとに専門家を通じて当局に 照会をかける必要

### > ミャンマーの問題点

- ・ 外資規制に関する法律が存在しないにもかかわらず、様々な国内法や法律に基づかない当局窓口の 「運用」によって事実上の外資規制
- → 2016年10月5日に外国投資を明確に整備する趣旨から外国投資法が国会通過
- → もっとも、具体的なネガティブリスト等は今後制定が予定されている施行規則に委ねられており、現状では不明確のまま



# 1. 外資規制~規制の明確化(ベトナム)

### ■ ベトナム:投資法の改正

- > 改正の趣旨
  - ・ 投資条件の透明化を図り、特に外国からの投資をより誘引する。
- > 投資法の改正例
  - ・ 投資禁止分野や条件付投資分野は、国会の立法等によってのみ設定可能
  - ・ 地方レベルの条例等で追加的な制限を設定することは不可
- > 条件付投資分野(全267分野の概要)

国内投資家	•	海外投資家両方に適用される
		主な投資分野

- 国家の安全保障、社会秩序及び安全に影響を 与える分野
- 銀行及び金融分野
- ・ 公衆衛生に影響を与える分野
- ・ 文化、情報、報道及び出版、娯楽サービスに 関する分野
- ・ 不動産に関わる分野
- 天然資源又は生態環境の調査、試掘、探査及び採掘に関する分野
- ・ 教育及び訓練の開発に関わる分野
- ・ その他法律で定める分野

#### 海外投資家のみに適用される 主な投資分野

- 放送、テレビ
- 文化的作品の制作、出版、配給
- 通信ネットワークのインフラ設置、インターネット及び通信サービスの配信 及び提供
- ・ 公共郵便網の構築、郵便及び宅配サービスの提供
- 河川港、海港、ターミナル及び空港の 建設及び運営
- 鉄道、航空、道路、海上、内陸水路に よる貨物及び旅客の輸送

- ・ 鉱物探査及び採掘
- 漁業
- タバコの製造
- 不動産事業
- ・ 輸出入及び流通業
- 教育及び訓練
- 病院及び診療所
- ・ その他ベトナムが加盟する国際条約に おいて、外国投資家に対する市場開放 を制限することとしている投資分野



# 1. 外資規制~最新の動向(ベトナム)

## ■ ベトナムにおける「2号店規制」とその緩和

### > 従来の規制

・ 外資企業が小売業の多店舗展開する場合には、エコノミックニーズテスト(ENT)評議会が、2店舗目以降の出店の是非を審査することが必要とされた(いわゆる2号店規制)。

### > 現在の緩和策

コンビニのような500㎡未満の面積で2店舗目以降を、省・中央直轄都市による商業マスタープランがあり、インフラ建設が完了している地域に出店する場合→審査不要

### > 今後の緩和策

• TPP発効後5年間の猶予期間を経て、加盟国からの投資によるコンビニ、スーパーなどの小売流通業の出店について、2号店規制を撤廃することが公約とされる。



# 1. 外資規制~最新の動向(タイ)

### ■ タイ:外資の進出例

- ▶ 問題となる事例(サービス業)
  - ・外資が過半数を出資した会社は、原則として売買・サービス提供ができない

### > 具体的対応策

- ① 優先株スキームの活用
  - タイ側が資本比率の過半数を出資しつつ、議決権比率においては優先株を利用して日本側が議決 権比率の過半数を保有し、日本側が実質的な経営権を把握
  - スキームの組み方によっては、違法な「名義貸し」に該当するリスクがある点に注意
- ② 外国人事業許可(FBL)の取得・投資奨励法に基づく投資奨励の取得
  - ・ 日本側が資本比率の過半数を出資する場合、外国人事業許可や投資奨励を取得すればサービス業 を行うことが可能
  - ・ 但し、当局が広範な裁量をもつため、申請しても確実に許可を取得できるか不明であるし、取得 できたとしても数ヶ月単位で時間がかかる可能性がある点に注意



# 1. 外資規制~最新の動向(インドネシア)

## ■ インドネシア:2016年5月新ネガティブリスト施行

- > 大統領規則2016年第44号
  - ・ 外資規制を一般的に定める「投資に関する法律」(法律2007年第25号)の下位規範で、投資が禁止・制限される事業分野をリスト化していることから、通称「ネガティブリスト」
- > 規制緩和の色合いの強い改正
  - ・ 新たに外資100%が認められた事業分野:32分野
    - → レストラン、バー、カフェ、スポーツ施設、映画関連産業、<mark>生産に関連のある流通業</mark>、医薬品原料製造、産業廃棄物管理業、粉砕ゴム、高速道路・通信装置テスト、自社製品の通信販売等
  - ・ 外資の出資比率の上限が緩和された事業分野
    - → 流通業、倉庫業、旅行会社、宿泊サービス業、ケータリングサービス、タクシー、路線バス等の旅客運送、 床面積400~2,000平方メートルのデパート、医療・保険の一部の事業等
- » 適用範囲が不明確な事業分野が少なくない点に注意
  - ・「生産に関連のある」流通業
  - ・ 床面積400~2,000平方メートルの「デパート」
  - ※ 進出の際に専門家に相談をして、BKPMや監督省庁の法解釈・運用の確認が重要

# 1. 外資規制~最新の動向(中国)

- 中国:産業規制概要①
  - 1「外商投資方向指導ガイドライン」
    - 制定:中国国務院、1995年公表、2002年1回目改正
    - 投資分類「奨励類」、「許可類」、「制限類」、「禁止類」と4種類に分類
  - 2「外商投資産業指導リスト」
    - 制定:中国国務院 1995年公表、2015年6回目改正(3~4年/改正)

最新版⇒2015年リスト

・ 内容:「許可類」以外の分類は、具体的な業種をリストに列挙(合計421業種)



# 1. 外資規制~最新の動向(中国)

- 中国:産業規制概要②
  - ▶ 「外商投資産業指導リスト」の改正ポイント (2011年と比較)
    - ・ 外資規制参入の緩和

分類	2011年度	2015年度	減少数量
奨励類	3 5 4	349	5
制限類	79 —	38	4 1
禁止類	3 6	3 4	2

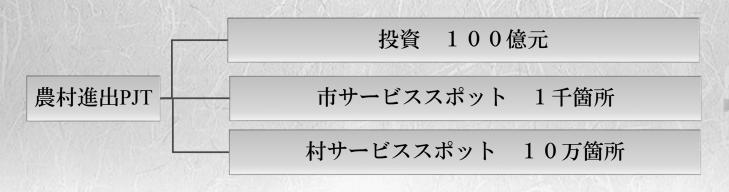
- 制限類業種大幅減少:許可類へ
  - → 一般製造業とサービス業の制限がほぼ撤廃
    - 飲料製造業、石油製造業、化学繊維製造業、通用 商用設備製造業、医薬品製造業等
    - ネット通販、チェーン店
- 奨励類内容
  - → 新規追加:老人ホームの施設運営業(高齢化が加速傾向のため)



# 1. 外資規制~最新の動向(中国)

## ■ 中国:農村部のEC市場

- > 現状
  - 人口:約8億、全人口の2/3
  - 経済:農業税⇒2006年より全面免税、 2015年農民収入9.5%上昇
- > 市場ボリューム: 4,600億元予想 (2016年度)
  - ・ リソース不足、交通不便⇒買い物難
  - ・ インターネットの普及⇒ネット通販、ECの急発展
  - アリババ(「アジア市場価値トップ社」2,644億USドル)





# 1. 外資規制~最新の動向(インド)

## ■ インド:2016年統合FDIポリシー

- 統合FDIポリシー (Consolidated FDI Policy)
  - インド商工省(Ministry of Commerce and Industry)産業政策促進局(DIPP: Department of Industrial Policy and Promotion)が都度発行するプレス・ノートによって規定されるネガティブリストによって規制される。前年度発行されたプレス・ノートは翌年の統合FDIポリシー(Consolidated FDI Policy)にまとめられる。

### > 規制態様

- ・ 一定の分野について外国投資を全面的に禁止
  - → 宝くじ事業、不動産業、たばこ等製造業、原子力事業等については外国直接投資を全面的に禁止
- ・ 一定の分野について外国投資の出資比率の上限を規制
  - → 銀行業、保険業等一定の事業分野については、出資比率の上限が規制される
- ・ 一定の分野について外国投資の条件について規制
  - → 複数ブランドの小売事業等の一定の分野については、最低投資額、国内調達義務等の投資条件が 課される
- ・ 投資承認についての規制
  - → 政府承認ルート:外国投資促進委員会を管轄する財務大臣の事前承認が必要
  - → 自動承認ルート:インド準備銀行に対する事後的な届出で足りる
- ※ 2016年8月に無印良品のインド第1号店がムンバイに開店 小売事業分野への日系企業のインド進出の弾みとなる可能性

# 1. 外資規制~規制なし(シンガポール・カンボジア)

### ■ シンガポール・カンボジア

- > 外資規制は、原則として存在しない
  - ・ シンガポール:政府が外国資本のシンガポールへの投資を歓迎する積極的な外資導入政策を採用
  - ・カンボジア:ポルポト政権時代に農業以外の国内産業がほぼ壊滅状態となり、保護の対象とすべき 国内産業が乏しい
    - → 国内資本と外国資本が基本的に平等に取扱われ、区別が設けられていない場合が多い

### > 例外的な制限に注意

- ・ 例外的に外資規制が存在している事業分野あり
  - <シンガポールの例>
  - ・ 電気・ガス・水道等の公共事業、メディア関連事業など
- ・ 国内資本・外国資本の区別なく、一定の業種を対象とした所轄官庁による業規制 (特定の業種の営業に関する規制)

<シンガポールの例>

- ・ 小売業、飲食業、不動産業、建設業、銀行・保険・証券業、教育産業、旅行業など
- → 監督官庁からのライセンス取得等が必要となる場合あり
- ※ 進出又はM&Aの際には、監督省庁への確認及び専門家への相談が重要



# 当法人概要

## 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル

Mercury General LPC & Partners

東京事務所:東京都千代田区富士見1-6-1 フジビュータワー飯田橋903

TEL: 03-5215-8875 FAX: 03-5215-8876

大阪事務所:大阪市北区堂島浜1-4-16アクア堂島NBFタワー11階

TEL: 06-6344-4800 FAX: 06-6344-4801

法人の特色:日本人弁護士がインド,シンガポールに駐在

外国法事務弁護士1名(原資格国:インド)、中国律師1名が所属

WEBサイト: http://www.mercury-law.com/



# 当法人概要

### 【主要取扱分野】

企業法務, 倒産・事業再生, M&A 中国法務, インド法務, シンガポールを中心とする東南アジア法務

### 【ネットワーク】

中国: 現地法律事務所(上海、北京を含む各地の法律事務所)と提携

香港: 現地法律事務所 (SIT, FUNG, KWONG & SHUM) と提携

インド: 現地法律事務所 (PRA LAW OFFICES) と協働体制

シンガポール:現地法律事務所(Harry Elias Partnership)と提携

その他、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、スリランカ、ブルネイ、ドバイ、ブラジル等の法律事務所・会計事務所等とも連携。 クライアントのニーズに合わせた専門家の紹介やチーム組織等を行っている。

